

『5704 図書館制度・経営論』

対象：図書館司書

■テキスト

2025. 7. 01 訂正

ページ 行	(誤)	(正)
P. 31 下から 9 行目	民間用と行政機関用の 2 種類がある。	民間用と行政機関用の 2 種類が あった。
P. 32 9 行目	それを基に運用することになっている。	それを基に運用することになって いた。
p. 32 11～12 行目	こちらの法規を受けることになる。 なお、個人情報保護法は、	こちらの法規を受けることにな った。なお、法改正により 2022 年 4 月（施行）から一本化されることになった。 個人情報保護法は、

2024. 11. 01 訂正

ページ 行	(誤)	(正)
P. 64 12 行目	東京都	東京都等

2024. 08. 01 訂正

ページ 行	(誤)	(正)
P. 66 13 行目 P. 165 21 行目	レカレント教育	リカレント教育

2023. 12. 01 差し替え

●P. 26 の下から 5 行目～P. 27 の上から 12 行目を法改正のため

第 36 条

大学は、その組織及び規模に応じ、教育研究に支障のないよう、教室、研究室、図書館、医務室、事務室その他必要な施設を備えた校舎を有するものとする。（教育研究上必要な資料及び図書館）

第 38 条

大学は、教育研究を促進するため、学部の種類、規模等に応じ、図書、学術雑誌、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。）により提供される学術情報その他の教育研究上必要な資料（次項において「教育研究上必要な資料」という。）を、図書館を中心に系統的に整備し、学生、教員及び事務職員等へ提供するものとする。

2 図書館は、教育研究上必要な資料の収集、整理を行うほか、その提供に当たって必要な情報の処理及び提供のシステムの整備その他の教育研究上必要な資料の利用を促進するために必要な環境の整備に努めるとともに、教育研究上必要な資料の提供に関し、他の大学の図書館等との協力を努めるものとする。

3 図書館には、その機能を十分に発揮させるために必要な専門的職員その他の専属の教員又は事務職員等を置くものとする。

2022. 12. 01 訂正

P. 4 5 行目

(誤) 地方自治法第 100 条第 18 項

(正) 地方自治法第 100 条 19 項

P. 4 7 行目

(誤) 第 16 項

(正) 第 17 項

P. 4 8 行目

(誤) 第 17 条

(正) 第 18 条

P. 4 13 行目

(誤) 第 100 条第 19 項

(正) 第 100 条第 20 項

2022. 10. 03 訂正

P. 18

(誤) ～を求められた場合には～

(正) ～を求めた場合には～

2022. 08. 01 訂正

P. 136 目次

(誤) 2) 非専門職職員

(正) 2) 非専門的職員

2021. 10. 01 訂正

P31 の下から 4 行目から P32 の上から 1 行目→差し替え

(誤) 個人情報保護法とは、過去 6 か月以内のいずれの時点においても 5001 件を超える個人情報を個人情報データベース等として所持し事業に用いている事業者は個人情報取扱事業者とされ、その事業者が問題を起こし主管大臣への報告や改善措置に従わない等の適切な対処を行わなかった場合は、事業者に刑罰が科される、という法律である。

(正) 個人情報保護法とは、個人情報を個人情報データベース等として所持し、

事業に用いている事業者の全てを個人情報取扱業者とし、その事業者が問題を起こし、個人情報保護委員会の命令等に従わないなど、適切な対応を行わなかった場合は、事業者に刑事罰等が科せられる、という法律である。

P. 43 6 行目

(誤) 法的整合性を図る必要がある。

(正) 法的整合性を図る必要があるとされたが、図書館法第 13 条の改正により是正された。

2021. 08. 02

訂正

P. 72 9 行目

(誤) ②専門家の原則

(正) ②専門化の原則

P. 74 13 行目

(誤) この専門家の原則は

(正) この専門化の原則は

2021. 07. 01

『図書館制度・経営論【改訂版】』図書館法一部改正による 修正・追加・削除 について

●P. 18 の上から 2 行目-5 行目 差し替え

「(協力の依頼) 第 8 条 都道府県の教育委員会は、当該都道府県内の図書館奉仕を促進するために、市(特別区を含む。以下同じ。)町村の教育委員会(地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)第二十三条第一項の条例の定めるところによりその長が図書館の設置、管理及び廃止に関する事務を管理し、及び執行することとされた地方公共団体(第十三条第一項において「特定地方公共団体」という。)である市町村にあっては、その長又は教育委員会)に対し、総合目録の作製、貸出文庫の巡回、図書館資料の相互貸借等に関して協力を求めることができる。」

●P. 20 の上から 11 行目-13 行目 差し替え

「(職員) 第 13 条 公立図書館に館長並びに当該図書館を設置する地方公共団体の教育委員会(特定地方公共団体の長がその設置、管理及び廃止に関する事務を管理し、及び執行することとされた図書館(第十五条において「特定図書館」という。)にあっては、当該特定地方公共団体の長)が必要と認める専門的職員、事務職員及び技術職員を置く。」

●P. 21 の上から 27 行目-29 行目 差し替え

「第 15 条 図書館協議会の委員は、当該図書館を設置する地方公共団体の教育委員会(特定図書館に置く図書館協議会の委員にあっては、当該地方公共団体の長)が任命する。」

●P. 22 の上から 6 行目-8 行目 削除

法改正により、教育基本法との関係から……………図書館長の裁量に任されることとなる。

●P. 39 の上から 11 行目-27 行目の文書の後に()にて文言追加 追加

法的問題その1

教育委員会との整合性問題

図書館法第2条の規定により……民間事業者の職員の諮問に答えるというのは法的合理性に欠ける。（「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第23条第1項第1号及び「図書館法」第13条、15条の法改正に伴いこの問題は是正された。）

●P. 191の上から1行目-3行目 差し替え

(五) 図書館協議会

1 当該図書館を設置する地方公共団体の教育委員会（特定図書館に置く図書館協議会の委員にあっては、当該地方公共団体の長）は、図書館協議会を設置し、地域の実情を踏まえ、利用者及び住民の要望を十分に反映した図書館の運営がなされるよう努めるものとする。

●P. 195の上から21行目-24行目 差し替え

5 職員

1 当該図書館を設置する地方公共団体の教育委員会（特定図書館に置く図書館協議会の委員にあっては、当該地方公共団体の長）は、都道府県立図書館において第二の二の6により準用する第二の一の4の(一)に定める職員のほか、第二の二の1、3及び4に掲げる機能を果たすために必要な職員を確保するよう努めるものとする。